

公益社団法人静岡県薬剤師会委員会規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）定款第 45 条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 委員会は、県薬の事業を効果的・効率的に推進するため、理事会の議決を経て調査、研究を行い、その対策を企画する。
- (2) 県薬の業務執行理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他県薬の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出する。
- (3) その他会長が必要と認めた事項を担当する。

(委員)

第 3 条 定款第 45 条第 2 項の定めにより、委員会の委員は、県薬の正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員は、40 人以内とする。
- 3 委員のうち、県薬の業務執行理事は 10 人を超えてはならない。
- 4 委員の任期は、県薬の業務執行理事の任期に準ずる。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の 5 日前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第 6 条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は県薬の事務局が行う。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。